



健保組合からのお願い マイナンバーの提供にご協力をお願いします

平成29年1月より、健康保険の一部の手続きにマイナンバーが必要になります。また、平成29年7月以降の市区町村などの「情報連携開始」に向けて、健保組合は加入者（被保険者・被扶養者）全員のマイナンバーを収集しなければなりません。健保組合では、今年中に事業所を通して被保険者と被扶養者の方々のマイナンバーの提出をお願いする予定です。会社の方々のマイナンバーの提出を求められた際は、ご協力のほど、よろしくお願いたします。

*任意継続被保険者とその被扶養者の方々のマイナンバーは健保組合が直接収集します。

マイナンバーとは

国が私たち国民一人ひとりに割り当てる12桁の番号で、社会保障・税・災害対策の3分野で利用されます。

マイナンバーのメリット

各分野で共通のマイナンバーを使用することで、効率化や利便性の向上、公平・公正な社会の実現が期待できます。

- 行政の効率化
情報の照会などに要する時間や労力が大幅に削減されます。各分野で連携することで作業の重複などの無駄が減ります。
- 国民の利便性の向上
届出などで添付書類が不要となり、負担が軽減されます。
- 公平・公正な社会の実現
所得や行政サービスの受給状況が透明化され、負担を不当に免れたり給付を不当に受けることを防ぎます。

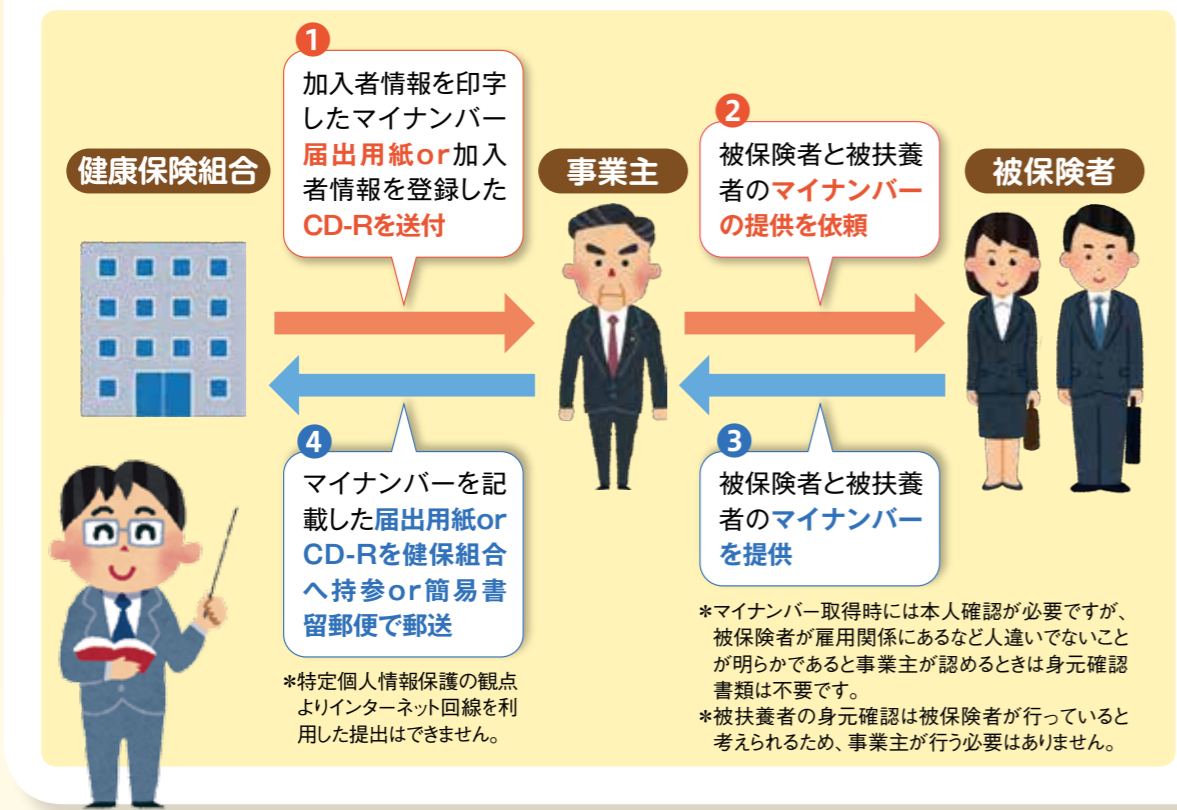
マイナンバーが使われる場面(例)

- 社会保障の手続
健康保険や年金、雇用保険の資格取得／生活保護や福祉関係の給付
- 税の手続
税務関係の申告／給与支払報告
- 災害対策
被災者台帳の作成／防災事務

被保険者・被扶養者の方のマイナンバーは 事前に提出をお願いします

平成29年7月以降の情報連携開始に向け、健保組合は平成29年1月1日時点での加入者（被保険者・被扶養者）のマイナンバーを平成29年1月末日までに収集しなくてはなりません。法令により、健保組合は平成28年1月1日から加入者のマイナンバーの提供を求めることができると規定されており、加入事業所数や加入者数と準備期間などを考慮して、当健保組合では平成28年中にみなさまのマイナンバーの提出をお願いする予定です。

なお、一斉収集以降に加入する被保険者・被扶養者の方については、「被保険者資格取得届」や「被扶養者(異動)届」の提出時にマイナンバーも併せて提出していただきます。



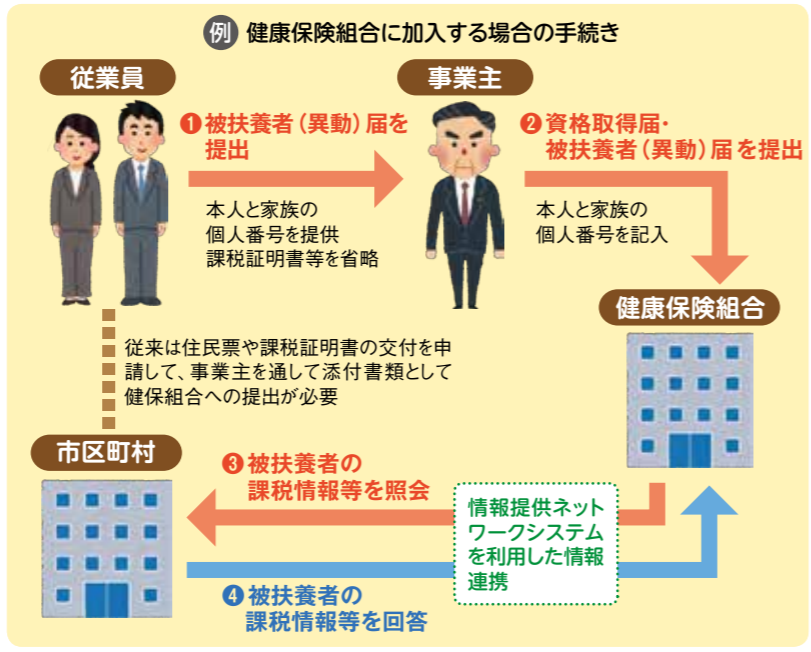
マイナンバー取扱いに向けた健保組合の対応

マイナンバーの取扱いについては、個人情報保護法よりも厳格な保護措置が設けられています。

健保組合は、マイナンバーをその内容に含む「特定個人情報ファイル」を保有するにあたり、漏えいなどのリスクを軽減する措置などを講じることが義務づけられており、特定個人情報ファイルに関する事務運用やシステムにかかる項目を評価した「特定個人情報保護評価書」を公表し、個人情報保護委員会に提出することになっています。

また、特定個人情報について厳格かつ適切な取扱いを実施するため、個人情報保護の安全管理措置を引き続き講じるとともにプライバシーポリシーなどの規程の見直しをします。

平成29年7月以降の情報連携のイメージ



マイナンバーの記載が必要な健康保険関係の手続

- | 適用関係 | 給付関係 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●被保険者資格取得届 ●被保険者資格喪失届 ●被保険者報酬月額算定基礎届 ●被保険者報酬月額変更届 ●被保険者賞与支払届 ●被扶養者(異動)届 ●育児休業等取得者申出書(新規・延長) / 終了届 ●育児休業等終了時報酬月額変更届 ●産前産後休業取得者申出書(新規・延長) / 終了届 ●産前産後休業終了時報酬月額変更届 | <ul style="list-style-type: none"> ●限度額適用認定申請書 ●限度額適用・標準負担額減額認定申請書 ●療養費支給申請書 ●移送費支給請求書 ●傷病手当金支給申請書 ●埋葬料(費)請求書 ●出産育児一時金支給申請書 ●出産手当金支給請求書 ●特定疾病療養受領証交付申請書 ●高額療養費支給申請書 |

*届出書類などの様式変更については、詳細が決定後にお知らせします。

*健康保険被保険者証(保険証)の変更はありません。

*日本年金機構へ提出する書類については、政令で定める日以降にマイナンバーを記載することになります。

健康保険では、平成29年1月1日以降提出の届出書・申請書にマイナンバーの記入が必要になります。また、平成29年7月以降は、市区町村などと情報提供ネットワークシステムを通じた情報連携を開始し、届出などに関連して従来必要だった住民票や所得証明書などの添付書類が不要になり、手続が簡単になります。

**健康保険の手続きでは
平成29年1月から
マイナンバーを使用**

